

鳴門市災害時等協力事業者登録制度Q&A

Q 1 登録の手続きについて教えてください。

A 1 申請書の記入例をご覧になり、作成した申請書を持って鳴門市危機管理課までお越し下さい。担当者が申請書の内容を確認し、受理いたします。また、実際に提供していただける資機材、施設及び敷地等について内容が確認できる写真などの資料を併せてご提出下さい。

登録内容、資料等につきましては、消防団、自主防災会、自治振興会等、事業者の周辺地域に情報として提供するとともに、地域で行う訓練等で紹介させて頂く場合があります。

Q 2 事業者として、どのような災害時に協力すればよいのですか。

A 2 今後発生が懸念されている南海地震等の大地震や津波、台風や豪雨等の風水害、その他危機事態等を想定しております。災害時には申請して頂いた内容に応じて各地域の自主防災組織等と連携しつつ、自発的に協力活動を行って頂きます。業務等に支障とならない範囲でご協力下さい。

Q 3 自主防災会と自治振興会の項目について教えてください。

A 3 災害時には、登録事業者と地域の連携が重要となることから、地域の自主防災組織である自主防災会、自治振興会に情報を提供するためにこの項目を設けております。どちらにチェックして良いか分からない場合は危機管理課までお問い合わせ下さい。

Q 4 協力種別の「人的な協力」について教えてください。

A 4 「人的な協力」とは、災害発生時に事業者の本人又は事業者から職務命令を受けた従業員等が負傷者の搬送や救助活動、避難所での活動等を地域住民と一緒に行うことです。

Q 5 協力種別の「物的な協力」について教えてください。

A 5 「物的な協力」とは、災害発生時に必要と思われる物（飲料水、毛布・タオル、インスタント食品、電気製品等）を被災している地域住民に提供することです。

Q 6 協力種別の「避難所施設等の提供」について教えてください。

A 6 「避難所施設等の提供」とは、災害発生時に一時的な避難所として、事業者の敷地、駐車場、会議室、テント等を地域住民に提供することです。

Q 7 協力種別の「資機材等に関する支援・提供」について教えてください。

A 7 「資機材等に関する支援・提供」とは、災害発生時に事業者で所有する、パワーショベル等の重機、車両、バール、ロープ、発電機、ジャッキ等を地域で行う防災活動に使用することです。

Q 8 協力種別の「負傷者等の搬送」について教えてください。

A 8 「負傷者等の搬送」とは、災害発生直後に地域で負傷者を搬送する手段がない場合に緊急的措置として車両や船舶を使用して、医療機関や応急救護所等に搬送することです。

Q9 常に協力できる体制でなければ、登録できないのでしょうか。また、市からの協力依頼を理由があれば拒否できますか。

A9 常に協力できる体制でなくても結構です。業務に支障とならない範囲で協力可能な種別や時間を選択して下さい。なお、理由があれば協力依頼を拒否することができます。正当な理由により協力依頼を拒否した場合は、登録抹消の事由とはいたしません。

Q10 災害時に地域貢献をしたいのですが、資機材や避難所として利用できる敷地等がない場合でも登録できるのでしょうか。

A10 事業者本人及び従業員等を負傷者の搬送や救助作業等の「人的な協力」として登録して頂くことで、登録することが可能です。

Q11 登録した場合の活動範囲について教えてください。

A11 基本的に事業所等の周辺地域を対象としますが、市内の広範囲にわたる場合もあります。

Q12 登録後、防災訓練や自主防災会の会合等に参加しなければいけないのですか。

A12 参加依頼があった場合に業務上、可能であれば参加してください。強制ではありません。

Q13 登録した場合、「〇〇〇株式会社は鳴門市災害時等協力事業者として登録し、地域に貢献しています。」等の広告をしてもよいのでしょうか。

A13 広告して頂いても結構です。ただし、広告内容等については、事前にご相談下さい。

Q14 災害発生時の活動期間を教えてください。

A14 災害発生直後から復旧までの任意の期間とお考えください。ただし、強制ではなく、事業者の業務に支障とならない期間とします。

Q15 災害時以外にも活動する必要はありますか。

A15 防災訓練や地域での会合への参加以外としては、平常時より地域内での危険箇所等の点検や簡易な応急処置、災害時を想定した準備作業など予防的な活動を行うことが望ましいと考えます。

Q16 災害活動中に従業員等が負傷した場合の費用について教えてください。

A16 原則として事業者の負担となりますが、事故報告書を提出する際にご相談下さい。

Q17 登録後に事業者の所在地や名称等が変わった場合はどうすればよいのでしょうか。

A17 登録時と同様に鳴門市災害時等協力事業者登録・変更申請書（様式1号）に変更部分をご記入の上、危機管理課へ提出して下さい。ただし、事業所が市外に移転となった場合は登録抹消となる場合があります。